

「SAITAMAわっしょい！」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい！」（以下「サイト」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サイトへの広告掲載は、民間企業等との協働により、サイト運営のための財源を確保するとともに、サイトのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい！」

埼玉県が管理するポータルサイトで、<http://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi.jp/>で始まるものをいう。

(2) 広告

サイト内に表示される文字又は画像の情報で広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するものをいう。

(広告の種類)

第4条 サイト内に掲載する広告の種類を、次の各号に定める。

(1) バナー広告

広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(2) 企画広告

広告主の企画内容に基づき、県が指定した位置及び規格で掲載できるものをいう。

(広告の規格等)

第5条 広告を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

ア 位置 トップページの下

イ 規格 「SAITAMAわっしょい！」広告募集要項で定める

ウ 枠数 「SAITAMAわっしょい！」広告募集要項で定める

(2) 企画広告

ア 位置 トップページ及び県が指定した下層ページ

イ 規格 企画内容に応じて、広告主と協議し決定する

ウ 枠数 申込み状況に応じ決定する

エ 掲載要件 ①埼玉県産農産物に関する内容であること

②県と協働で広告できること

(広告の範囲)

第6条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(広告の禁止表現)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 県の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の掲載期間)

第8条 バナー広告を掲載する期間は、1か月単位を基本とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、県が別に定める。
- 5 企画広告を掲載する期間は、広告主と協議の上、別途定めるものとする。

(広告主の募集)

第9条 広告主の募集は、サイト及び県ホームページで公募するものとする。

- 2 県は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載希望者は、「SAITAMAわっしょい!」広告掲載申込書(様式第1号)により、県が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 県は、広告掲載申込書の提出を受けた場合は、第6条及び第7条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 県は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を「SAITAMAわっしょい！」広告掲載決定通知書(様式第2号)又は「SAITAMAわっしょい！」広告掲載非決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者へ通知する。
- 3 県は、第5条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、公共性、地域性の高い広告を優先させるものとする。
- 4 前項の規定によっても、広告掲載の申し込みが第5条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を県が指定する期日までに、県に提出するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告の掲載料については県が決定する。

- 2 広告主は、広告掲載料を県が指定する期日までに、県に納付するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 県は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が第6条及び第7条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主は、広告内容等の変更を希望する場合は、第13条の規定を準用し、当該広告の内容を変更することができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が第6条又は第7条の規定に反すると判断したとき
 - (5) その他、広告の掲載を継続することが適切でないときと県が判断したとき。
- 2 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、県は納付済みの広告掲載料の返還を行わないものとする。

(広告掲載料の減額)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料を減額する。

2 前項の規定により減額する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。ただし、当該金額には利息を付さない。

3 第1項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、県がサイトの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額を行わないものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月23日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年3月27日から施行する。

この要綱は令和元年9月18日から施行する。

「SAITAMAわっしょい！」広告募集要項

募集内容	<p>(1) バナー広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県産農産物を応援する企業として、トップページ下にバナーを掲載する。 <p>(2) 企画広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定時期に開催するイベント、キャンペーン等に合わせ、サイト上に特設ページを設け、PRを行う。
広告の掲載位置	<p>(1) バナー広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップページ下に掲載します。 ・掲載枠の位置については指定できません。 <p>(2) 企画広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップページ及び県が指定する下層ページに掲載します。 ・企画内容に応じて、広告主と協議し決定します。
広告の規格等	<p>(1) バナー広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ：縦100ピクセル以内 横220ピクセル以内 ・データ形式：GIF（アニメーション可）、 JPEG、PNG ・データ容量：100KB以下 ・枠数：20枠 <p>(2) 企画広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格：企画内容に応じて、広告主と協議し決定します。 ・枠数：申込み状況に応じ決定します。 ・要件： <ol style="list-style-type: none"> 1. 埼玉県産農産物に関する内容であること 2. 県と協働で広告できること
広告掲載料	<p>バナー広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 1枠あたり5千円（税込額）
募集期間	随時
お申し込み、お問い合わせ	<p>電話、FAX、Eメール等で随時受け付けています。 お気軽にお問い合わせください。 お申込みの際は、広告掲載申込書（様式第1号）をお使いください。</p> <p>埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策担当 〒330-9301（郵送の場合、所在地記入不要） 電話 048-830-4106 FAX 048-830-4830 E-mail a4105-05@pref.saitama.lg.jp</p>

様式第1号（第10条関係）

「SAITAMAわっしょい！」広告掲載申込書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

広告掲載希望者 住 所（所在地） _____
法人名（名称） _____
代表者職氏名 _____ 印
担当者氏名 _____
連絡先（TEL） _____
（FAX） _____
（Eメール） _____

「SAITAMAわっしょい！」広告掲載要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

掲載希望広告	<input type="checkbox"/> バナー広告	<input type="checkbox"/> 企画広告
掲載希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
掲載希望枠数	枠	
リンク先のアドレス (バナー広告の場合は必須)		
広告の内容	例) 自社ロゴのバナー広告 自社製品のバナー広告 等	
	※広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。	
承諾事項	広告掲載にあたっては、「SAITAMAわっしょい！」広告掲載要綱に定める事項を承諾し遵守します。	

様式第2号（第11条関係）

「SAITAMAわっしょい！」広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

（広告掲載希望者） 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告掲載については、「SAITAMAわっしょい！」広告掲載要綱第11条の規定に基づき審査したところ、下記のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

記

- 1 広告の種類
- 2 広告掲載期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 広告の内容
- 4 広告掲載枠数 枠
- 5 広告掲載料 円
- 6 その他

様式第3号（第11条関係）

「SAITAMAわっしょい！」広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日

（広告掲載希望者） 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告掲載については、「SAITAMAわっしょい！」広告掲載要綱第11条の規定に基づき審査したところ、下記の理由により掲載できませんので通知します。

記

- 1 広告の種類
- 2 広告掲載期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 広告の内容
- 4 広告掲載枠数 枠
- 5 非掲載の理由
- 6 その他